

# 秋田県社会福祉法人経営者協議会 秋田県地域公益活動事業 実施要綱

(趣 旨)

第1条 地域社会や家庭機能の変化等に伴う社会的孤立の問題や経済的困窮等地域の福祉課題・生活課題が複雑多様化する中、平成28年4月1日施行の改正社会福祉法において、「地域における公益的な取組」の実施が社会福祉法人の責務として位置づけられた。

このような状況を踏まえ、秋田県社会福祉法人経営者協議会（以下「県経営協」という。）の管理・運営のもと、主に社会福祉施設・事業所を運営する社会福祉法人（以下「施設経営法人」という。）と市町村社会福祉協議会（以下「市町村社協」という。）が連携し、既存の制度やサービスでは対応できない課題を把握し、その課題解決に向け地域住民や地域の関係者とのネットワーク等を活かしながら、子ども、高齢者、障害者等すべての人々がともに生きる地域共生社会の実現に向けた地域づくりに寄与することを目的にこの事業を実施するものとする。

(事業名称)

第2条 この事業の名称は、「秋田県地域公益活動事業（以下「本事業」という。）」とする。

(実施主体)

第3条 本事業の実施主体は、県経営協とする。

(県経営協の責務)

第4条 県経営協は、次に掲げる活動を実施する。

- (1) 参画法人の参加促進と連携体制の構築
- (2) 施設経営法人及び市町村社協との連携による既存の制度やサービスでは対応できない課題等に対する事業の開発と実践
- (3) その他、本事業の目的を達成するために必要な活動

(公益活動への参画)

第5条 本事業の目的に賛同する施設経営法人及び市町村社協は参画申請書（様式第1号）を県経営協に提出し、第9条に定める拠出金を負担するものとする。

(委員会の設置)

第6条 本事業の効果的推進を図るため、県経営協と秋田県社会福祉協議会（以下「県社協」という。）は地域公益活動事業推進委員会（以下「事業推進委員会」という。）を設置し、その要綱は別に定める。

- 2 抛出金特別会計の運用について協議するため、県経営協と県社協は地域公益活動事業抛出金管理委員会（以下「抛出金管理委員会」という。）を設置し、その要綱は別に定める。

（事業内容）

第7条 施設経営法人及び市町村社協は、次に掲げる事業活動を参考に、施設経営法人及び市町村社協間で協議のうえ、協働し本事業を実施する。

- （1） 総合相談事業
- （2） 生活困窮者支援事業
- （3） 引きこもり支援事業
- （4） 要介護者等支援事業
- （5） 福祉教育・福祉人材確保事業
- （6） 災害対応支援事業
- （7） その他制度の狭間の課題解決のための事業

（実施方法）

第8条 施設経営法人及び市町村社協は、本事業の実施に当たり、相互に協力して事業に取り組むものとする。

- 2 事業実施の範囲は、複数の市町村において本事業を実施することも対象とする。
- 3 施設経営法人及び市町村社協は、本事業を実施する際は幹事法人を選定することができる。
- 4 幹事法人は第7条の事業における必要な事務を担うものとする。

（財源）

第9条 本事業の実施に要する経費は、施設経営法人及び市町村社協からの抛出金やその他の資金をもって充てる。ただし抛出金管理委員会の同意を得て繰り越すことができる。

- 2 施設経営法人及び市町村社協からの抛出金については、年額をもって定めるものとし、その基準は別表のとおりとする。
- 3 抛出金額の設定については、施設経営法人及び市町村社協の参画状況を考慮し事業推進委員会において協議し、県経営協理事会の意見を参考にして、調整を行うものとする。
- 4 抛出金は県経営協の特別会計とする。

（抛出金の拠金と配分）

第10条 前条第1項に定める抛出金は上期に抛出することを求めることとし、

本事業の実施に必要な資金は下期に配分する。

- 2 第7条に定める事業への配分額並びに本事業の実施に要する費用として施設経営法人及び市町村社協に配分する額は、拠出金管理委員会が決定する。

(理事会への報告)

- 第11条 第6条の委員会における決定事項及び本事業の進捗状況については、県経営協理事会に報告するものとする。

(事務局)

- 第12条 本事業の事務局は、県経営協に置く。

- 2 事務局は、前条の規定に基づき報告された施設経営法人及び市町村社協名、取組み概要、拠出金額、配分金額をホームページ等で公表するとともに、本事業の事例を広く情報発信し、秋田県内の施設経営法人及び市町村社協による本事業の推進に務めるものとする。

(その他)

- 第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、県経営協会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年6月7日から施行する。

この要綱は、令和3年6月15日から施行する。

別表（第9条関係）

拠出金額

(参考)

No.	施設経営法人及び市町村社協の規模	年額（1口）	会員法人数
1	前年度資金収支計算書における事業活動収入の額が5億円未満の法人	5,000円以上	485,000円 (97法人)
2	前年度資金収支計算書における事業活動収入の額が5億円以上10億円未満の法人	10,000円以上	400,000円 (40法人)
3	前年度資金収支計算書における事業活動収入の額が10億円を超える法人	25,000円以上	525,000円 (21法人)
	合計		1,410,000円 (158法人)

※会員法人数は会員における規模を示す参考である。

年度 秋田県地域公益活動事業 参画申請書

年 月 日

秋田県社会福祉法人  
経営者協議会会長 様

法人名 \_\_\_\_\_

代表者氏名 \_\_\_\_\_ (印)

担当者氏名 \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_

秋田県地域公益活動事業の目的に賛同し、拠出金を負担いたします。

No.		
1	法人本部所在地	〒 _____
2	電話番号	_____
3	FAX 番号	_____
4	E-mail	_____
5	法人の URL	_____
6	前年度資金収支計算書における事業活動収入の額 (1口) ※該当するものに○	¥ _____ 円
		※(1)5 億円未満 5,000 円以上 (2)5 億円以上 10 億円未満 10,000 円以上 (3)10 億円を超える法人 25,000 円以上
7	本会拠出金額 ※受付後、請求書を送付します。	¥ _____ 円
		※拠出金額請求先等が上記と異なる場合、宛先を御記入ください。 _____

(様式第2号)

年度 秋田県地域公益活動事業 事業計画書

年 月 日

秋田県社会福祉法人  
経営者協議会会長 様

法人名 \_\_\_\_\_

代表者氏名 \_\_\_\_\_ ⑩

1 事業名

--

2 目的

--

3 内容

--

4 参加市町村社協及び施設経営法人等

--

5 主なスケジュール

時期	内容

6 実行予算

〔収入〕

単位：円

科目	金額	内訳
計		

〔支出〕

単位：円

科目	金額	内訳
計		

7 本件に関する問い合わせ先

所 属	_____		
職氏名	_____		
TEL	_____	FAX	_____

(様式第3号)

年度 秋田県地域公益活動事業 事業報告書

年 月 日

秋田県社会福祉法人  
経営者協議会会長 様

法人名 \_\_\_\_\_

代表者氏名 \_\_\_\_\_ ⑩

次のとおり報告いたします。

1 事業名

--

2 事業概要及び実施内容

--

3 参加市町村社協及び施設経営法人等

--

4 実施による成果、課題

--

5 今後の抱負

--



6 収支精算書

〔収入〕

単位：円

科目	金額	内訳
計		

〔支出〕

単位：円

科目	金額	内訳
計		

7 本件に関する問い合わせ先

所 属	_____	
職氏名	_____	
TEL	_____ FAX	_____

※その他成果物等がありましたら添付してください。